

【注意事項】

- ① 入学年度により履修できる科目は異なり、読み替えが必要になる科目があるため、注意して履修すること。
- ② 教育実習に参加できる学生は、原則として、実習開始までに「教師論」、「教育原理A・B」、「教育心理学A・B」及び「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」の単位をすべて修得し、かつ大学の行う事前指導を受けた者とする。
- ③ 教職科目は配当学年以外では履修できない可能性がある。確実に免許状を取得するために、配当学年に必要な教職科目の単位を修得するよう、計画的に履修を行うこと。また、4年次に教育実習を行うためには、3年次のうちに実習校へ申請をする必要があるので注意すること。
- ④ 平成21年4月より教員免許更新制が導入された。免許状の有効期限は10年間で、更新するには有効期間満了前の2年間（2年2ヶ月前から2ヶ月前まで）に、30時間の免許状更新講習を受講・修了することが必要となる。なお受講対象者（現職教員、教員採用内定者、臨時任用または非常勤教員リスト登載者など）に該当しなければ、更新講習を受講することができない。失効後も、更新講習を受講・修了すれば有効な免許状が授与される。
- ⑤ 教育職員免許状一括申請について
卒業（修了）予定者で教育職員免許法に規定する所要資格を有する者は、免許状授与申請ができる。一括申請とは、大学が免許状取得有資格者を取りまとめて、免許状の授与権者である静岡県教育委員会へ免許状授与の申請をすることである。一括申請手続を行わない場合は、卒業式以後各人が居住地の教育委員会に申請し、教員免許状を取得することとなる。詳細は別途掲示等により連絡する。